

令和5年3月〇日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する最終(第六次)答申(案)

池田町は、少子高齢化の波を受けた急激な人口減少に加えて公共施設等の老朽化が進む中、近年、人件費を初めとした経常的経費を増大させてきました。また、多数の大型事業によって財政調整基金の取崩しや公債費の増大を行うなど、財政規律に緩みが生じ、経常的経費と投資的経費の配分バランスが大きく崩れ、財政は危機的状況に陥りました。

このような状況を踏まえ、池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき本委員会が設置され、令和3年5月28日に開催されました第1回委員会において池田町長から本委員会に対して諮問書（同日付3企町第47号）に基づき5項目にわたり諮問が行われました。

本委員会ではこの1年10ヶ月間に40回、200時間近くも精力的に審議を行い、これまで5回に渡り答申を提出するとともに、本委員会の考え方を池田町民にも理解してもらうため、答申の都度、ニュースレターを発行しました。また、池田町長や池田町議会議員の皆さんと意見交換を行い、答申の実現に向けて働き掛けを行ってまいりました。

本委員会では残された諮問事項4「財政運営の改善に関すること」及び諮問事項5「行財政改革の計策策定・評価検証・見直しに関すること」とともに、これまでの答申も合わせて総括として、ここに下記の通り最終答申をとりまとめましたので、池田町が直面する行財政上の課題について町長・職員が自らの問題として捉えて率先して取り組むとともに、町議会議員、さらには町民と一丸となつて、確実に実施されるよう要望します。

なお、本答申では、「Ⅰ. 財政健全化のために特に池田町に求められる視点」「Ⅱ. 財政健全化のための基本的な考え方」、を示した上で、諮問事項4「財政運営の改善に関すること ①収入増策」に対応して「Ⅲ. 増収策」についても盛り込んでいます。

記

I. 財政健全化のために特に池田町に求められる視点

最終答申を提出するに当たり、本委員会としては池田町において行財政改革を推進し、財政健全化を図るために求められることとして次の3点を特に強調する。

第一に、少子高齢化を初めとするさまざまな課題に適切に対応するため、第6次総合計画（後期）の策定に当たって町づくりの将来像を町民とともに練り上げることが肝要であり、その視点を踏まえて重点課題を明確にし、優先順位を定めて実行に移すことが重要である。

第二に、池田町財政は危機的状況にあることから、緊急対応期間として位置付けられる令和8年度までに経常的経費の支出を削減し、財政の健全化を図るとともに、将来の支出に備えるために、目標を定めて計画的に各種基金を積み立てる必要がある。

第三に、上述した2点を実現するためには、まずは池田町長の決断のもと、職員に的確に指示の上、各人が強いリーダーシップを示して、財政健全化に向けた目標とその道筋を盛り込んだロードマップを策定し、それに基づき着実に実施に移すとともに、これらを定期的に評価・検証の上、適宜見直すことが求められる。

II. 財政運営に当たっての基本的考え方

次に示す基本的考え方に立って財政運営することが肝要である。

(1) 池田町財政に関する現状分析と危機意識の共有

- 池田町財政の現状を分析すると、地方交付税が一時的に増加し、財政指標も一見、改善しているように見えるが、これはあくまで一時的な効果であり、依然として危機的な状況にあるとの認識を改めて共有すること。

特に、現下の財政状況は（注1）（注2）に示す通りであり、早期に経常収支比率80%以下を目指すこと。

（注1）経常収支比率：令和2年度89.4%→令和3年度81.7%に改善しているものの、長野県内町村順位ではワースト12位。

（注2）実質公債費比率：令和2年度12.1%→令和3年度12.6%に悪化。長野県内町村順位はワースト3位。

(2) 将来像を踏まえた総合計画の抜本的な見直し

- 第6次総合計画の後期計画の策定に当たっては、その指針となる池田町の将来像を町民合意で練り上げるとともに、本委員会の答申を十分に加味して、後期計画を抜本的に見直すこと。また、その実現のための財源等を

示した財政計画を作成すること。併せて、総合計画・財政計画に基づき年次ごとの財政推計を行う中長期的財政シミュレーション（諮問事項4②）を策定の上、毎年度、見直しを行い、公表すること。

(3) ロードマップの策定・検証

- 答申項目の実施と財政健全化のための目標、それらを実現するための道筋を盛り込んだロードマップを策定し、議会・町民に分かり易く示すとともに、令和5年度には可及的速やかに新たに行財政改革委員会を立ち上げ、ロードマップを初めとした行財政改革の進捗状況について評価・検証すること。
- 令和5年度には、第一次～最終(第六次)答申やロードマップを参考に、町において財政健全化のための行財政改革プラン(諮問事項5)を策定の上、新たに発足した行財政改革委員会に諮り、成案を得て、公表すること。

(4) 大型公共事業のあり方とそのための新規起債の抑制

- 今後の大型事業計画については、個々の計画ごとに分けて立案するのではなく、将来ビジョン・総合計画と有機的に紐付けて、その必要性・実現可能性を十分に吟味の上、着実に実施すること。特に、財源捻出のために安易に新規に起債することは厳に慎むこと。
- 特に、現在、検討の俎上に挙げられている会染西部ほ場整備に係る非農用地問題、会染保育園問題、社口原（しゃごじはら）農地問題などの大型公共事業の実施のためにはかなり多額の資金を必要とするものであり、財政危機の状況にある現状に鑑みると、特に財源の捻出については慎重な検討が必要である。単に個々の計画の必要性だけではなく、財政状況や池田町の直面する課題の優先順位を慎重に検討するとともに、議会・町民に対して十分かつ分かり易く情報を提供すること。

(5) 基金の計画的な積立て

- 公共施設を含む社会資本等の保全・整備のためには、今後、大幅に資金が必要になると見込まれることから、それぞれの個別計画を有機的に鳥瞰した全体計画を立案の上、計画的に公共施設等整備基金を積み増し、その充実を図ること。
- 公債金残高が急激に積み上がっていることに鑑み、その返済財源を確保するとともに、可能な限り繰り上げ償還を行うため、減債基金を一層積み増すこと。

Ⅱ. 増収策

諮問事項4「財政運営の改善に関すること」のうち「①収入増策」に関しては次に示した施策を着実に実施すること。

(1) ふるさと納税による増収

- 所得税上の寄附金制度を活用したふるさと納税制度の充実・拡大により池田町のような地方の小都市における増収策としては有意義である上、池田町の魅力を返礼品を通して全国に知ってもらうためにも重要な制度であることから、情報発信の充実とともに、魅力ある特産品の開発などによってふるさと納税を通じた寄付額の増収につなげる努力を継続すること。

(2) 未活用の普通財産の売却

- 交流センターかえで東側スペースや旧池田北保育園など、未活用となっている普通財産については、その有効活用策について精査の上、それでも未活用な財産については早急に売却・貸付を行うこと。

(3) 魅力ある町づくりの重要性

- 今後、少子高齢化の進展に伴い、池田町財政にとって税収などの歳入は減少し続け、財政状況はますます厳しくなると予想される。歳入増を図るためには、少子化対策や移住定住対策などを充実させ、池田町の特色を活かし、魅力ある町づくりを行い、人口減少に歯止めを掛けることの重要性を認識すること。

(以上)